

令 和 5 年 第 4 回  
八 潮 市 議 会 定 例 会

条 例 案 の 概 要  
(追 加 分)

令和5年12月1日提出

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等を踏まえ、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合における国民健康保険税の減額措置を導入する等するための改正

2 内 容

(1) 国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合について、出産の予定日（出産した場合には、出産の日）の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間における所得割額及び均等割額を減額する規定を設ける。（第20条、第22条の3関係）

(2) 地方税法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を次のとおり引き上げる。（第2条、第20条関係）

	現 行		改定後	増減額
基礎課税額（医療給付費分）	65万円	→	改定なし	増減なし
後期高齢者支援金等課税額	20万円	→	22万円	2万円増
介護納付金課税額	17万円	→	改定なし	増減なし
合 計	102万円	→	104万円	2万円増

(3) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年1月1日。ただし、2(2)は、令和6年4月1日

(2) 適用区分

① 出産する予定の場合又は出産した場合の国民健康保険税の減額措置については、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

② 改正後の賦課限度額の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。